

## 別紙標準様式（第7条関係）

## 会議録

会議の名称	平成24年度 第1回 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会
開催日時	平成24年9月28日（金） 18時00分から 21時15分まで
開催場所	別館4階 第3委員会室
出席者	安藤委員・富岡委員・今西委員・安永委員・原委員・平原委員・中委員
欠席者	なし
案件名	・枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項（案）について
提出された資料等の名称	資料1 枚方市立宮之阪保育所の民営化に係る社会福祉法人の選定について（諮問）写し 資料2 次 第 資料3 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会委員配席表 資料4 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会委員名簿 資料5 枚方市附属機関条例（枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会） 資料6 宮之阪保育所の民営化方針について 資料7 枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項（案） 資料8 枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて（案）（関係書類一式） 資料9 枚方市立保育所民営化に係る運営法人の公募状況等について 資料10 枚方市審議会等の会議の公開に関する規程解釈・運用基準 資料11 枚方市情報公開条例
決定事項	・会議録の表記方法及び、第2回以降の会議を非公開とすることを確認した。 ・枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項（案）について検討した。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	0人
所管部署 （事務局）	子ども青少年部 子育て支援室

## 審 議 内 容

### 【事務局】

ただいまから、「枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会」を開会いたします。本日は、委員の皆様には、お忙しい中、お集まりいただき、深く感謝申し上げます。この審査会の会長が決まるまでの間、司会をさせていただきます、子育て支援室長の室長でございます。本日の出席委員は7名でございます。委員数の2分の1以上のご出席を得ておりますので、本日の審査会が成立している旨、ご報告いたします。なお、後ほど会議録にて、ご審議いただきますが、審査会の会議内容の正確性を期するため、補助的に会議を録音させていただいております。それでは、お手元の次第に従いまして、審査会を進めさせていただきます。まず、奥野副市長よりご挨拶申し上げます。

### 【副市長】

こんばんは。副市長の奥野でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。委員の皆様におかれましては何かとお忙しいところ、当選定審査会にご出席いただきましてありがとうございます。今回民営化を行う宮之阪保育所は、宇山保育所、そしてこの4月に民営化を実施しました蹉跎保育所、さらに現在運営法人への引き継ぎを行っております小倉保育所に続き4か所目になります。本市では、公立保育所の民営化により削減した経費は、喫緊の課題であります待機児童対策や地域子育て支援の充実、あるいは公立保育所の環境整備などに活用するとともに、待機児童の解消策として民営化に合わせ、各30人の定員増を行っております。また民営化に際しましては、子どもたちのことを第一とし、市、保育所、及び法人が連携して保育の引き継ぎを行っております。この4月に民営化しました蹉跎保育園におきましては、施設が新しくなり、設備も充実され、児童、保護者から好評を得ております。さらに保護者アンケートを実施したところ、約8割の方から満足しているとの結果をいただき、順調に保育の引き継ぎが行われていると思っております。宮之阪保育所におきましてもこれまでと同様に、しっかりと法人に移管できますよう努めてまいりますので、ご審議のほどどうぞよろしくお願いをいたします。簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。

### 【事務局】

それでは本審査会の委員の皆様のご紹介をさせていただきます。お手元の資料5「枚方市附属機関条例」がございますのでご覧ください。今回の宮之阪保育所民営化に係る法人選考より、選定審査会を市長からの諮問、答申をいただくという形態にすべく、会議の位置づけを要綱から条例にさせていただきました。後ほど、副市長から諮問させていただきます。それでは、条例の別表1市長の附属機関の中に、本審査会がございます。わかりやすいように付箋をつけておりますので、その箇所をご覧くださいませでしょうか。表の中で、下から2行目に、本審査会があります。左端から名称、担当事務、委員定数、委員構成、委嘱期間の順に、規定しています。委員構成につきましては、まず、第1号の学識経験を有する委員といたしまして、京都文教短期大学教授の安藤 和彦委員でございます。

**【委員】**

よろしくお願いいたします。

**【事務局】**

同じく、大谷大学教授の富岡 量秀委員でございます。

**【委員】**

よろしくお願いいたします。

**【事務局】**

次に、第2号の社会福祉法人の経理に関する専門知識を有する委員といたしまして、税理士の今西 義行委員でございます。

**【委員】**

今西です。よろしくお願いいたします。

**【事務局】**

次に、第3号の民間による運営の移行を決定した保育所の保護者を代表する委員といたしまして、宮之阪保育所保護者会代表の安永 好美委員でございます。

**【委員】**

安永です。よろしくお願いいたします。

**【事務局】**

同じく、宮之阪保育所保護者会代表の原 綾委員でございます。

**【委員】**

原です。よろしくお願いいたします。

**【事務局】**

次に第4号の枚方市民生委員・児童委員協議会を代表する委員といたしまして、民生委員・児童委員の平原 一憲委員でございます。

**【委員】**

平原でございます。よろしくお願いいたします。

**【事務局】**

第5号の市民団体を代表する委員といたしまして、中宮校区コミュニティ協議会会長の中

恒夫委員でございます。

**【委員】**

中でございます。よろしくお願いいたします。

**【事務局】**

本審査会は、以上の7人の委員で構成されます。各委員の皆様のお手元に市長の委嘱状を配付しておりますので、ご確認ください。任期は、答申をいただくまでとなります。この間、委員の皆様におかれましては、地方公務員法に規定する特別職の非常勤職員になります。また、第9条のとおり、守秘義務がございます。そのため、本審査会で知り得た情報については、漏らすことのないようご注意ください。本審査会の庶務については、枚方市子ども青少年部子育て支援室で担当いたします。ここまでのご説明で、何かご質問はございますでしょうか。

それでは、事務局の職員を紹介させていただきます。

**【事務局】**

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の審査会の次第でございます。

資料3といたしまして、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会委員配席表でございます。

資料4といたしまして、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会委員名簿でございます。

資料5といたしまして、枚方市附属機関条例でございます。

資料6といたしまして、宮之阪保育所の民営化方針についてでございます。

資料7といたしまして、枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項（案）でございます。

資料8といたしまして、枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて（案）（関係書類一式）でございます。

資料9といたしまして、枚方市立保育所民営化に係る運営法人の公募状況等についてでございます。

資料10といたしまして、枚方市審議会等の会議の公開に関する規程解釈・運用基準でございます。

資料11といたしまして、枚方市情報公開条例でございます。

資料の過不足は、ございませんでしょうか。また、会議資料とは別に、保護者会からいただいた要望書を配布させていただいておりますので、ご確認ください。

それでは、次第5の会長の選出に移らせていただきます。資料5「枚方市附属機関条例」をご覧ください。第4条第1項で本審査会に会長を置くこととし、会長が議長となります。会長は、委員の互選により定めることとしております。会長は、どなたにお願いいたしまし

か。

**【委員】**

事務局でどうですか。決めてもらったら。

**【事務局】**

ありがとうございます。事務局に一任ということですが、各委員の皆様よろしいでしょうか。

**【各委員】**

異議なし。

**【事務局】**

それでは、事務局といたしましては、安藤委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

**【各委員】**

よろしく申し上げます。

**【事務局】**

では、安藤委員に会長をお願いします。以後の進行については、条例第5条第1項に基づき、会長が議長となりますので、安藤会長よろしくお願いいたします。それでは、安藤会長、恐れ入りますが、会長席へ移動していただきますようお願いいたします。

それでは次に、奥野副市長の方から安藤会長に対して、審議会への諮問をさせていただきます。恐れ入りますが、安藤会長、自席にてお願いいたします。

**【副市長】**

枚方市立宮之阪保育所の民営化に係る社会福祉法人の選定について諮問。枚方市付属機関条例平成24年枚方市条例第35号第1条第2項の規定に基づき、平成23年12月に民営化方針が決定している枚方市立宮之阪保育所を運営する社会福祉法人の選定に関する審査について貴審査会に諮問いたします。よろしく申し上げます。

**【事務局】**

なお、大変恐縮ではございますが、副市長は次の公務が入っておりますので、ここで失礼させていただきます。

**【副市長】**

どうぞよろしくお願いいたします。

(副市長退席)

**【事務局】**

先ほどの諮問書につきましては、皆さんのお手元の資料1として、その写しをお配りしておりますので、ご確認ください。それでは、これからの進行は、会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

**【会長】**

今、司会からお話がありましたように、はからずも私が会長ということになりました。どこまで十分なことができるかわかりませんが、皆様方のお力を頂戴しながら、この審査会の目的を果たしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは座らせていただきます。ではこれから審議を進めてまいりたいと思っております。

まず、本会議の設置条例第4条第4項に、会長が会議の出席に支障をきたした場合を想定し、あらかじめ職務を代理する副会長を設置し、第4条第2項で会長が必要と認める場合は、会長が指名できることとなっております。私がこの会議に出席できない場合の代理として、富岡委員を指名したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

**【各委員】**

異議なし。

**【会長】**

先生に仕事をしてもらわないように体を大事にしていきたいと思っておりますが、いつ何が起こるかわかりませんので、その時には富岡委員、どうぞよろしくお願いいたします。

それではご異議がないようですので、副会長は富岡委員にお願いしたいと思います。

会議を進めてまいりたいと思っております。まず、本会議につきましては公開とするのか、非公開とするのか。公開の場合は会議の傍聴を認めることとなりますが、この点について、確認したいと思います。それでは、公開・非公開について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

**【事務局】**

それでは、資料5・本会議設置条例の第6条をご覧くださいませでしょうか。座って説明をさせていただきます。こちらですけれども設置条例の第6条に付属機関の会議については公開とする。ただし、次に掲げる会議は非公開とすることができるということで(1)枚方市情報公開条例第6条に規定する情報が含まれる事項に関する審査等を行う会議(2)公開することにより公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を達することができない会議。そのような形で規定の方がされております。また次に、資料10をご覧くださいませでしょうか。お手元の資料10の「枚方市審査会等の会議の公開等に関する規程」解釈基準運用基準をご覧

いただきたいと思っております。本市では、「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」を制定しております。本資料の2ページをお開きください。2ページのところに第3条で審議会等の会議につきましては原則公開とすることとじていますが、同条のただし書きで、(1)から(3)号に該当する場合は、公開しないことができるとしています。先ほどのご確認していただきました条例の内容と同様のものがございます。

次に、資料11の方をご覧くださいませでしょうか。資料11の「枚方市情報公開条例」の2ページをご覧ください。お開きいただきましたら、こちらの第6条第1項で公開しないことができる情報を第1号から第8号まで列挙させていただいております。本会議では、第3号の法人等に関する情報、さらに第6号の意思形成過程情報、及びその下の第7号の事務事業の執行過程情報を取り扱うことになっております。

続けて、ページ番号は飛びますが、33ページ、補足資料をご覧くださいませでしょうか。事務局の不手際で補足資料を添付できていませんでした。申し訳ありません。また後ほど事務局から皆さんに補足資料のご用意をさせていただきます。他の資料でご説明をさせていただきます。

そうしましたら、お手元の資料11の2ページをご覧くださいませでしょうか。2ページの第6条・公開しないことができる情報の(3)のところでございます。こちらの第6条第3号では、法人等に関する情報ということが定められておまして、法人その他の団体又は事業を営む個人の該当する情報であって、公開することによって、当該法人又は当該個人の競争上の位置、その他正当な利益を害すると認められる場合に非公開とすることができることとされております。本会議では、取り扱う情報といたしましては、特に経理、人事等に関する内部管理に関する情報を取り扱うことになってまいります。そのため、こちらの(3)に該当すると考えております。

また、次のページの(6)として、こちらの意思形成過程情報につきましては、公開することによって、自由かつ率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が著しく阻害されると認められる情報という規定がございます。こちらについては本会議におきましては、具体の法人選考基準を定める場合や法人の選考、書類審査及びプレゼンテーションを行う場合は、こちらの事由に該当してまいります。

また、その下の(7)、7号に移りますけれども、事務事業に関する情報につきましても、同様に、公開することによって、当該事務事業の目的を著しく失わせると認められる情報などの規定がございます。こちらにつきましても、同様に、具体の法人選考基準を定める場合は、こちらの事由にも該当してまいります。そのため本会議におきましては、具体の法人選考基準を定める場合や法人選考を書類審査及びプレゼンテーションで行うような場合につきましては、これらの事由に該当するため、非公開が適当と考えておりますが、本日の選考につきましては運営法人の募集要項についてご審議をいただくため、本日の選定審査会の内容については、非公開とする事由には該当しないと考えております。以上でございます。

#### 【会長】

ただいま、事務局から公開非公開についての説明がありましたが、いわゆる行政の審議会

あるいは協議会につきましては情報公開制度の趣旨からいって、公開が望ましいと思えます。この選定審査会での審議される内容によっては時には非公開が妥当という場合がありますが、本日の審議内容は運営法人の募集要項の審議ということでありますので、これは公開が妥当かと考えますが、皆様いかがでございましょうか。

**【各委員】**

異議なし。

**【会長】**

それでは本日は公開で行うことにしたいと思います。それでは傍聴の方がおられましたら入場していただいでください。

**【事務局】**

本日は（傍聴者の方は）おられません。

**【会長】**

はい。わかりました。それでは続きまして本会議の会議録について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

**【事務局】**

資料10をもう一度見ていただけますでしょうか。恐れ入ります。資料10の「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」解釈・運用基準の6ページをご覧くださいませでしょうか。第7条で、会議録の作成について定められております。審議会等の会議につきましては、そちらの第2項で会議の名称等を記載し、その下の第3項に会議の発言内容等について記録することとしております。先ほど会議の公開・非公開について、ご審議していただきましたが、会議録につきましては、会議の公開・非公開にかかわらず作成することとされておりますので、この会議につきましても事務局で会議録を作成し、委員の皆様にご確認をいただいた上で、会議録とさせていただきますと思っております。

なお、発言者の表記につきましては、委員の皆様のご活発なご議論をお願いしたく、委員の個人名は表記せず、会長、副会長、委員と表記したいと考えております。また会議録につきましては、事務局で作成し、委員の皆様にご確認をいただいた上で、会議録を決定させていただきますと思っております。以上でございます。

**【会長】**

はい。ありがとうございました。ただいま事務局から会議録についての説明がありました。会議録を作成することになりますので、各委員の発言は記録されますが、今説明がありましたとおり、表記は会長、副会長、委員と表記されることとなりますが、それでよろしいでしょうか。

**【各委員】**

異議なし。

**【会長】**

そういう意味では、会長と副会長は、わかるということになりますので、他の方はいいで

すが、富岡委員さんよろしいでございましょうか。

**【副会長】**

はい。

**【会長】**

それではありがとうございました。それでは本日の資料の取り扱いについて、確認をしたいと思いますので、事務局から説明のほどよろしく願いいたします。

**【事務局】**

本日の会議資料につきましては、お手元の一番上にご用意させていただいております、「枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会」資料一覧をご覧くださいでしょうか。その中で、本日の案件の資料にあたります「7 枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項(案)」及び「8 枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて(案)」、「9 枚方市立保育所民営化に係る運営法人の公募状況について」につきましては、募集要項や審査基準の考え方をご審議いただくこととなります。そのため、法人募集を開始するまで、事前に決定前の情報が出ることにつきましては、公平性の観点から支障があるというふうに考えております。そのため、これまでもこの会議に係る資料につきましても、会議終了後、事務局でお預かりいたしまして、これまでと同様に、会議終了後は、自席において、お預かりさせていただきたいと思っております。なお、他の資料7～9以外につきましては、持ち帰っていただいても支障はございませんので、そうした理由から、資料の取り扱いにつきましては、皆様のご理解と協力をお願いしたいと考えております。なお、資料につきましては、事務局により、お預かりいたしまして、各委員の皆様のお名前の入ったバインダーをご用意させていただきますので、そちらに、保管させていただいて、次回の時にご利用いただきたいと思いますと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**【会長】**

はい。ただいま、事務局から説明がありましたとおり、資料7～9につきましては、事務局で預かっていただくことでよろしいでしょうか。

**【各委員】**

はい。

**【会長】**

それではこれで会議運営事項の確認を終了させていただきたいと思えます。次第によりまして、これから案件に入っていくしたいと思います。最初に本会議の担当事務について押さえておきたいのですが、条例の表記に、担当事務について定めがあります。確認のために事務局の説明をお願いしたいと思います。

**【事務局】**

資料5枚方市附属機関条例の第1条第2項をご覧ください。附属機関は、執行機関その他担当事務にかかる機関の諮問に応じ、審査等の結果を答申する、とあります。今のページから3枚めくっていただき付箋の部分をご覧ください。左から2番目のマスの中ですけれども、民間による運営への移行を決定した保育所を運営する社会福祉法人の選定に関する審査、とあります。法人を選考するにあたり、募集要項及び選考方法の審議、応募法人によるプレゼンテーションなどを行い、選考の結果、一つの法人を宮之阪保育所の移管法人として適当であると市長に対して報告をしていただきます。なお、会議の時間につきましては、1回あたり概ね2時間程度と考えております。ただし、審議の状況によりましては、2時間を超える場合

も考えられますので、その場合はご協力をお願いすることになります。以上です。

**【会長】**

はい。ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたとおり、この会議は、市立宮之阪保育所の民営化に際して、宮之阪保育所の運営を引き継ぐ法人を選考することを目的としております。このことを踏まえた上で、本日の案件に入りたいと思います。

次第の8案件として、「運営法人募集要項（案）について」とありますが、このことについて事務局より説明をお願いしたいと思います。なお、より審議を深めるため、資料説明を一括で行うのではなく、区切りの良いところまで、説明をしていただき、その都度、審議をしていくということで、いかがでございましょうか。よろしいでございましょうか。

**【各委員】**

はい。

**【会長】**

それでは、事務局から説明をお願いしたいと思います。

**【事務局】**

説明に入らせていただく前に、先ほどはどうぞも失礼いたしました。ただいま皆様に、資料11の補足説明をお配りさせていただきました。先ほど私から説明させていただいた内容がそちらに載っておりますのでまたご参考にしていただけたらと思っております。どうぞ申し訳ございませんでした。そうしましたら、説明を続けさせていただきます。

それでは資料6の宮之阪保育所の民営化方針をご覧ください。1. 民営化にかかる方針をご覧ください。保育・地域子育てのニーズは年々増加しているなかで、宮之阪保育所につきましては、平成26年4月1日から、社会福祉法人に保育所運営を引き継ぎ、民営化後、30人の定員増を行って待機児童対策を進めていきます。あわせて、民営化により節減した経費を財源として、私立保育所の増改築による定員増などの待機児童の解消や、休日保育の実施、一時預りの拡大、地域子育て支援の充実など、多様な市民ニーズに対応していくことを目的としております。次に3の民営化の実施方法についてでございます。保育所用地は無償貸与、保育所建物は無償譲渡とし、民営化後に運営法人が増改築を行い、30人の定員増を行います。なお、増改築に関しましては、仮設園舎での保育が必要となります。次に、4、民営化後の宮之阪保育所の運営内容につきましては、(1) ,現宮之阪保育所の保育水準を確保した保育所運営を行い、保護者の多様な就労形態への対応や地域子育て支援事業の実施について、地域のニーズを踏まえて行っていただく考えです。次に5. 民営化を円滑に進めるための措置につきましては、子どもたちのことを第一に考えた対応を検討する方針で進めてまいります。移管法人への引き継ぎについては、保護者と十分に話し合いを行い、子どもたちにとって一番良い方法を検討し、また、他の保育所への転所を希望する場合、転所しやすいよう配慮を行います。また、(3) 新たな補助制度としまして、今回の民営化につきましては、待機

児童の解消と仮設園舎の設置を伴う増改築を運営法人に担っていただくことになることから、運営法人の負担軽減を図るため、新たに市独自の補助金として下の参考に有ります法人負担分（国の補助基準額の4分の1）を助成する制度を創設いたしました。次に6. 今後の主なスケジュールでございますが、10月に法人公募を実施し、スケジュールどおり12月に法人決定を目途に本審査会を進めてまいりたいと考えております。宮之阪保育所の移管につきましては、平成26年4月とし、移管後、待機児童解消に向け、移管した法人によって、保育所の建替えを行っていただき、事務局の予定としましては、平成27年3月から仮設園舎の工事に着手し、平成27年2月には新園舎の利用開始を目指しています。そして、なお、次ページですけれども、現在の保育所と仮設園舎の位置関係をお示ししております。平成27年4月から30人の定員増を実施していただきます。続きまして、次第8の「運営法人募集要項（案）」について、資料7をご覧ください。お手元の資料7が、この募集要項案につきましては、本市でこれまで実施してきました宇山保育所と蹉跎保育所、小倉保育所の募集要項を基に、先ほど説明させていただきました、宮之阪保育所の民営化方針の内容、これまでに宮之阪保育所の保護者並びに地域コミュニティの方々との話し合いにていただいたご要望を踏まえた上で作成しています。なお、具体の細部に係る内容は、引き継ぎの際に行っていきます。それでは、募集要項案に沿って説明をさせていただきます。まず、はじめに枚方市立保育所の移管により保育所を設置、運営する社会福祉法人を地方自治法施行令に基づき、下記のとおり募集します。1は、移管する保育所の名称、所在地、定員等です。2は、移管する時期をお示ししております。3の移管条件ですが、(1)の保育所用地につきましては、1, 983. 52㎡を契約により無償で貸し付けることとし、(2)の保育所建物等につきましては、既設保育所建物やプール、遊具、備品等を契約により無償で譲渡します。(3)保育所整備につきましては、まず新たな保育所の整備としまして、本市における待機児童の解消を図るため、現在の敷地内にある既設保育所を撤去し現敷地内に新たに保育所を平成27年2月までに整備していただきます。次に②仮設保育所の整備については、枚方市が指定する仮設保育所用地に法人が仮設保育所を整備していただきます。また、その用地につきましては法人が枚方市土地開発公社から、契約により平成26年3月1日から平成27年2月28日までの間、有償で貸し付けを受けていただきます。土地開発公社には、貸付期間が終了するまでに仮設保育所を撤去し更地で返還していただくこととなります。この条件で公社用地の利用の確認が取れております。また、参考資料としまして8ページ以降に用地関係の資料を添付しております。それでは、2ページに移ります。新たな保育所及び仮設保育所には、保護者や地域からのご意見を踏まえて、児童の送迎用の駐車場及び駐輪場の整備をしていただきます。その整備が困難な場合は近隣の駐車場を借り上げるなどの対策を講じていただきます。新たな保育所及び仮設保育所の整備にあたっては、児童の安全対策はもとより、騒音対策など必要な措置をしていただきます。次に、(4)の保育所整備のスケジュールにつきましては、概ね先にご説明しました内容のとおりです。(5)法律及び関係法令等の遵守についての規定になります。(6)保育所整備に係る補助については、新たに創設しました枚方市立保育所民営化に係る施設整備費補助金交付要綱に基づき、仮設保育所の整備や撤去等の費用など法人への負担が大きいことから、枚方市が国の施設整備交付金等に係る基準により算出した額に国の補助基準額の4分の1

に相当する額を加えて補助します。(7) その他、工事に係る法人の負担についての規定です。

(8) シックハウス対策については、施設整備に際し使用する建材や家具などシックハウスの原因となるホルムアルデヒドなどの化学物質の発生がない、若しくは極力少ないものを採用していただきます。(9) 保育所整備に係る保護者等への説明につきましては、保育所整備にあたっては、事前に保護者や地域に説明を行うなど、誠意をもって対応することとします。

(10) 協定書の締結については、宮之阪保育所の運営を移管することが決定した法人は、枚方市と移管に関する協定書を締結します。また、締結する協定書に記載する各種事項につきましては、信義誠実の原則に基づいて履行することとします。なお、協定書の内容は本要綱の内容と同様です。以上です。

#### 【会長】

はい、ありがとうございます。今、事務局から資料に基づいて説明をしていただいたわけですが、それでは、運営法人募集要項案について、審議をしていきたいと思います。資料7の1～3の移管条件まで、これについてご意見を頂戴したいと思いますのでよろしくお願いをいたします。1と2は移管する保育所の名称所在地、定員等、2が移管する時期、そして3番が移管条件となっております。とりあえずここまでを審議をしたいと思います。どうぞご自由に発言していただいて結構です。何かございませんか。

#### 【委員】

質問でもいいですか。

#### 【会長】

はい、どうぞ。

#### 【委員】

移管条件の2ですけど、法人に建物やプール遊具備品等を契約により、無償で譲渡しますと書いてあるんですけど、今ある分ですよ。壊しますか。使うんですか。

#### 【事務局】

まず、今、所有権は枚方市にございますので、枚方市が考えておりますのは、新しく運営法人になっていただいた法人さんで建物を建て替えていただく。そのためには今あるものをまず、これから決定していただく法人に全て移管しないと市のものを勝手に壊すことはできませんので、まず、全てを法人に引き継ぎさせていただいて、法人で現建物を壊していただきます。その中で、使っているおもちゃ、遊具については、そのまま使えるものは使われると思いますし、痛んでるものとか、法人さんの考えで、新たにこういったものをという部分については、設置していただくことになると思います。全部が全部をそのまま使われるということにはならないと思っています。

**【会長】**

はい。よろしいでしょうか。はい。他にございませんでしょうか。それでは、また後で思い出されたり、思いつかれたら、その都度聞いていただけたら結構ですので。次に入らせていただきたいと思います。次の資料7の3ページ、4番の応募資格及び条件についてですが、まず1の応募資格、及び条件ということで、(1)で、資料9云々ということで書いてございますが、この項目を事務局から説明していただきたいと思います。

**【事務局】**

4の応募資格及び条件の(1)について説明をさせていただきます。資料9の「枚方市立保育所民営化に係る運営法人の公募状況等について」をご覧ください。A4の一枚もので資料9というものををご用意させていただいています。資料9「枚方市立保育所民営化に係る運営法人の公募状況等について」1の枚方市立保育所民営化に係る公募状況ですが、これまでの宇山・蹉跎・小倉保育所の公募時には、枚方市内において児童福祉法第7条に規定する保育所を引き続き10年以上運営している社会福祉法人であることとしてきました。宇山保育所は、平成15年度に公募をしたところ6法人からの応募がありました。蹉跎保育所は、平成21年度に公募をしたところ2法人からの応募がありました。小倉保育所は、平成23年度に公募をしたところ1法人のみの応募という結果で、応募する法人は減少傾向にあります。また、今回は、仮設園舎の建設や保育、現宮之阪保育所の増改築を法人に求めています。そうした中、市議会からは民営化の法人の公募については、応募法人の減少化により枠を広げて競争性を高めることで、より質の高い保育の確保を求められています。

次に2. の大阪府内市町村における公立保育所民営化に係る公募状況を調査しまとめています。募集範囲を市内に限定している市町村は、枚方市を含め3団体で応募数は平均2法人、募集範囲を大阪府内に限定している市町村は、4団体で応募数は平均3法人、募集範囲を近畿圏内に限定している市町村は、3団体で応募数は平均6法人、募集範囲を限定していない市町村は、10団体で応募数は平均6法人という結果でした。

3. の大阪府内の私立保育園と社会福祉法人の状況につきましては、枚方市内で10年以上の実績のある保育所を運営する法人数は30法人ですけれども、大阪府内合計では概ね376法人となっています。以上です。

**【会長】**

はい。ありがとうございます。これまでの資格やそこに資料9にありますように、今、枚方市で10年以上運営をしている社会福祉法人ということでこれまではやってきましたけど、今回、今説明がありましたように、減少傾向にある民営化の応募状況、あるいは、仮設園舎の整備などの施設整備の関係、市議会からの意見という、3つのポイントがあることを事務局から説明を受けました。また、民営化される宮之阪保育所の保護者にとっては、選考しました運営法人が宮之阪保育所の保育をしっかりと引き継いでもらえることが重要であると思われれます。そういった法人が複数応募してもらえるためには、どのようにしていくのがいいか。これも考えてみななければならないと思います。これまでの民営化とは、状況が異なる

中で、資料9にもありますように、他市の状況を踏まえて、範囲の拡大を図ることも一つの方法であると思いますが、皆さんいかがでございましょうか。

**【委員】**

たとえば、宇山、蹉跎、小倉等ができておりますが、一つの所を建て直す、90人定員にするための費用というのは、宇山さんでも蹉跎さんでもどこでも結構ですが、どれぐらいかかるのでしょうか。

**【事務局】**

はい、例えば資料9の公募一覧の所に宇山、蹉跎、小倉と書かせていただいて、その次に、民営化に係る施設整備の条件というのをそれぞれ触れさせていただいています。宇山につきましては、保育室一室増築、蹉跎保育所については移転ですので、まるまる保育所を新しく建ていただきました。小倉保育所につきましては、最初の宇山と同じように保育室一室を増築という条件で、それぞれ施設整備に係る条件というのが異なっています。そのうち、今回宮之阪保育所は条件付きの建て替えというふうになります。これまでとは状況が違いました、一番近いのが蹉跎保育所になると思います。ただ保育所については新しく建てましたので一番それが近くなってくるわけですが、蹉跎保育所も60人定員だったのを30人定員増いたしまして90人の定員増ということで行っております。今回宮之阪は、90人定員のものを30人定員増して120人ということで、これまでの条件とは異なります。そうした中で、費用につきましては、参考までに今枚方市内で、別に待機児童対策ということで既存の保育園さんの中で、同じような形で仮設園舎を建てて建物を増改築しているという事例がございます。そちらを参考に試算いたしますと、概ね、4億円程度費用がかかるということで、これまでよりも多くの負担を法人に求めていくということになってまいります。

**【委員】**

宮之阪は結構金額があがりますね。一度崩してまた建て替える必要がありますので。

**【事務局】**

他の事例で行くと大体それぐらいの事例がございますので、一つの目安になってくるのかなと思っております。そのため、先ほど事務局から説明させていただきましたけれども、本来でしたら国の基準で、補助金というのがございます。補助金というのは、かかる費用全体をカバーできればいいんですけれども、実際はそうではなくて、国が定めた基準、補助基準額に対して国が2分の1、市が4分の1という形で、法人がまた4分の1を出してその補助基準を上回る分については、法人がまかなうという形になっています。今回、仮設園舎を建てただけということもありますので、市からは法人負担の4分の1の部分についても、市で補助金出させていただいて、なるべく法人の負担を軽減できるように支援を行っていくことを決定いたしましたので、今回の募集要項の中にもそういったことを記載させていただいております。

**【委員】**

枚方市にできるだけ施設を持っている所がやってくれば大丈夫だけど、他市からくるとなれば枚方市と合うかどうか大変心配するんですが。その辺が募集の応募の数に、かなり影響してくると思うんですけどね。また一番左に出てる公募法人の宇山なんかやったら一室だけの増改築ですからやりやすいですね。そやけど、宮之阪は結構大変な勝負やと思うんです。狭い敷地に90人定員。特に、駐車場なんか全くありませんし。広い面積に対して工事しなければいけませんので大変受ける所はしんどい作業になると思いますね。その辺をよく踏まえて、お願いしたいと思います。

**【会長】**

他にございませんでしょうか。はいどうぞ。

**【副会長】**

ちょっと感じたところをお話しさせていただけたらと思います。今お話があったように事業者にとっては非常に厳しい形になったなあと思っております。一番はやはり宮之阪の保護者の方が安心していただけるように、現状を引き継ぐということと、スムーズな移管ということかなと思います。そうなってきた時にやはり、より良い選定ができるよう選択の幅が広がるという形が一番良いかなと思います。そういった時に例えば今お話があったように、応募数が激減してるというのは、非常に僕は気になっている所なんです。保育室一室増の時に6法人で、小倉の時には1室増でも1法人しかなかったというのは、非常に気になるということがあります。また今回お話にもあったように、事業者にとって非常に厳しいかなと思います。仮園舎分も含めて、市の補助もしていただけるということになります。なかなかまだちょっと現状はわかりませんが、今のお話だったら厳しい敷地になって来た時に、実質の工事費はかなり上がってくると思うんですね。私の想像ではあるんですけども、そういった中で、やはり広げていくのも一つかなと思います。今、このデータだけを見させていただくと、市内に限定してみると平均2それから府内にすると3にあがるという部分もあります。また一番大きいと思うのは10年以上の実績のある保育園の数が、一番下の部分にあるデータを見ますと、枚方市で30ということに対して約370。ざっと計算して12倍近くあるわけです。非常に厳しい社会状況、選択の幅、スムーズさ、ということを見ると、ちょっと広げることが一番の落とし所としてはいい形なのかなと、このデータからなんですが、ちょっと感じるところであります。

**【会長】**

はい。他にございませんでしょうか。

**【委員】**

すごくよくわかりやすいんですけど、保護者側からしたら、やっぱり宮之阪のこの地域を

よく知っているところが第一条件でないとちょっと心配。やっぱりその場その場の、その地域ごとに色がありますし、都会の市内からだとか、下の堺市からとか来られた場合に、本当に枚方の宮之阪のことをよく知っているのかということが、保護者側の私としては、すごくそれが不安。小倉保育所の1法人しかなかったというのもすごくよくわかるんですが、選択の幅を広げるのは、民営化をすることに必要なのはすごく重々承知で分かっているんですけども、ちょっとそこが引っ掛かるし不安です。多ければこちら側が決めるのもすごく時間もかかるし、きちんと見れないというのもあって、例えば府内だったらすごく大きいので、本当は枚方市のみでしてほしいですが、それがもし無理ならば近隣ぐらの寝屋川・交野・四條畷とか近隣の市にしてほしい。譲歩して。早急に決めないといけないんですけども、ちょっと考えてほしいかなという気が私としてはしています。

**【会長】**

不安っていうのはこの審査会もあるわけです。応募が出てこなかったらどうするのかという。多額の負担を強いることになるので、これまでの状況を踏まえると、枚方市内の保育園からエントリーがあるのかが心配するところです。極端に言えばね。エントリーがあって、そこから選択するという、作業を進めていくことを前提にしなければ、ゼロだったらどうしますかと。今おっしゃる話は選択肢の一つでそれはよくわかるんですね。だから出てくる中でどれを選ぶかはまた議論したらいいと思います。

**【委員】**

でしたら、枚方から出てこなければそこから選ばなければいけないということですか。

**【会長】**

そうですね。だから出てきた中で議論すればいいですけども、まず移管する法人を選考するということが前提になると思います。そのための審査会であります。エントリーがなかったら役目が果たせなかったということになると思いますので、個人的な心情もよくわかるんですよ。

**【委員】**

うん保護者としてはね。

**【委員】**

そのとおりだと思う。保護者としてしては。しかし、その多額の費用をかけて建てて、法人として運営しても経営的に成り立っていくのか。

**【事務局】**

施設整備につきましては、補助金と、残りの部分につきましては無利子の融資があったり、かなり低利の融資があったりという制度がございますので、そういったものを運営法人さん

で借りられて、長期的な資金計画のもとで市からの運営費等の中から返済されますので、保育を行っていただく上では大丈夫だと思っております。

**【会長】**

やっっていけるというシュミレーションをお持ちのようですね。

**【委員】**

だから、これだけ減ってるということは、過去のデータからみると魅力がないということだと思ったんですけどね。

**【事務局】**

事務局としましては、今、枚方市は待機児童がたくさん出ております。この平成21年、22年、23年、24年と続けて待機児童が出ている中で、その待機児童対策に各市内の私立保育園さんが中心になって自園の建て替えや保育室の増築により定員増に取り組んでいただいております。そのため自園の施設整備にやっぱり資金をそれだけ出されて待機児童対策されておられる影響が、小倉保育所にも影響が生じていると考えています。そうしたことから他の施設整備を伴う案件になかなか手が出せないというのが一つの要因になっているのでは、と分析しております。

**【副会長】**

今お話があったように、やはり自分の所の施設整備に手いっぱいの部分があるのと、非常に先ほどのご不安はそのとおりでと思います。ただ、一番懸念するのは先ほど会長が言われたように、出なかった場合ですね。その場合により一層の不安というのが出てくるのではないかなと思います。要はどうなるんだろうと。保護者の方も不安になるでしょうし、それはやはり子どもたちの不安にもなるであろうと思います。やはり保護者の不安、子どもたちの不安が私が一番懸念するところであります。それがやっぱり出てこなかった、どうなってしまふんだろうという不安が一番大きいかなというので気になる場所であると思います。

**【会長】**

他にご意見ございませんでしょうか。

**【委員】**

はじめの資料の中にありましたように、用地については、民営化になっても10年だけその場所貸すようにして、10年先にまた契約し直しですね。僕やったら10年間しかあかんのかな、その後どうなんのかなと。経営者としては思いますけどね。継続を本当にしてくれるのかなと。

**【委員】**

それは大丈夫でしょう。

**【委員】**

市長変わったとしても大丈夫ですよ。

**【事務局】**

はい、用地につきましては、民営化の手続きをすでに3ヶ所させていただいているところですが、これは市の手続き上このような表現にさせていただいているものです。実際に保育所民営化についてご協力いただいて、保育所として運営していただいているところについては、そのまま、保育所として運営していただいている以上は、期間の更新を行うつもりでありますので、そこで10年無償で貸すのはやめということは考えておりません。

**【委員】**

そうですね。買い取りということになったら。

**【事務局】**

買い取りとなると、費用がさらに要するので、どうしても運営法人の保育、運営にも影響をきたしてくることになると思います。そういったことのないように、市も支援をしてまいりたいと思っております。

**【委員】**

もう一つ質問したいのは、宮之阪保育所はグラウンドが大変狭いんですよ。90人であれだけ狭いのに、それで30人増えて120人にした。これ運動会どうするのかと思いますね。明日運動会なんですけど。そういう点なんかもあれ以上広げるとはまず不可能。上には伸ばしてもね。そうすると本当にあそこで運営していくのは大変な状況じゃないかなと。近隣にも一般の家がありますのでね。グラウンドの横がね。だからその辺とか考えますと、かなりここは厳しい。よその保育所より厳しいんじゃないですか。その辺が、本当に業者が見に来て、入札してくれなかったらどうなるのかなと思います。その場合、後回しになるのかな。応募がなかったら。答えにくいんですが。

**【事務局】**

そういうことのないようにと思っておりますけれども、結果的に応募がなかったらどうするのかということでご質問いただきましたので、そちらについては応募があるように、どうすればいいかという視点で、皆様に条件を決めていただきたいと思います。その上で、もし仮になかった場合につきましては再募集ということになります。

**【委員】**

将来120人になれば運動会はおそらく中宮小学校あたりにお願ひできませんかって来るよ

うになると思うんですよ。

**【事務局】**

今の保育所の敷地については、枚方市の公立保育所の中では平均的な部類になっています。建物自体については先ほど委員もおっしゃいましたけれども、今は平屋建てですが、二階建てにすることによって、定員増に対しても園庭が狭くなるということがないようにとは思っております。

**【委員】**

そうですね。その辺は考えてもらいながら。グラウンドがなにしろあれだけしかないですからね。お願いしたいと思います。

**【委員】**

今回は市内だけの募集に限定してもし来なかったら府にもう一度やりかえるとか、そういうことは可能なんですか。そういうやり方は。やっぱりいいのは市ですよ、市の業者ですよ。

**【委員】**

しかし、子どもにとってより良い事業者を選ぶということを持ってきた時に、地元がいいとは限らない。

**【会長】**

おっしゃることはよくわかる。だけど、ここで選ぶ時に何を基本に選ぶのかと。先ほどおっしゃった諮問書の中にあるように、子どものことを一番に考えていきたいと思います。そうした時に、他でも行ってますけど、枚方市から京都府に行った保育園もあります。褒められますよ、地域から。そのようなことがあるので、いい事業者。その辺のところも含めて、選択をしていくことも、何もなかったら選択できませんからね。また、範囲を拡大した時に、この宮之阪保育所の保育を理解してもらえるかどうか。そういう法人がこられるかどうかというご心配だと思いますので、この点について、事務局から何かありましたら、お話をお願いします。

**【事務局(水野部長)】**

活発なご審議ありがとうございます。委員のご提案といいますか、ご不安というのは重々理解をしているところではありますけれども。宮之阪保育所の保育をしっかり引き継いでいただく法人を選考していただくことが何より重要という、こういう視点のもとで大阪府域への拡大のご意見があったというふうに理解しております。事務局といたしましては府域でありますと政令市、中核市除きまして、大部分の法人が認可主体が大阪府になりますので、保育の質といいますか。保育の基準としては一応整合のとれた保育を大阪府として行っている

と。また、選考審査の書類関係に、監査結果報告書を求めているのですけれども、これも同一の大阪府の作成ということになりますので、基準としても統一でき、一貫性が取れるのかなと考えております。また、府内では民間への連携した研修というのも府域で行われていますので、そういう面でも安心感としては府域であればあるのかなと考えております。枚方市も資料にもありましたように、宇山、蹉跎、小倉と実施中も含めまして3園の引き継ぎを行っている中で、大阪府域に拡大した場合でも運営法人と連携を図っていけると考えているところです。

**【会長】**

今事務局のお考えを示していただいたんですが、何かございませんでしょうか。

**【委員】**

今おっしゃったのでは、もう、府の方で入ったとしても問題ないような感じですか。サービスが落ちるとか何とかそういうのは一切ないと思います。

**【会長】**

だから心情的なことはよくわかる。

**【委員】**

おそらく広げるべきだと思いますね。私も地元で仕事をしてる人間ですので、地域の保育園さんがやってくださるっていうのは嬉しいことなんですけれども、むしろ「応募が出ない」ということを心配するのであれば、やはりこの条件を緩和すると形になると思うので、広げて、私たちが選ぶのであればそこで、きっちり選ばせていただいたら問題はないのかなと思います。

**【会長】**

ここで、今、言っていたように枚方市を外しているわけではないのね。そこを踏まえておかないと。府域に拡大ですと言ったら枚方を外しているように誤解を持ってもらうと困るので、枚方も含めて府で行うとしている。だから枚方だけで、団体がゼロだったらいろいろ問題が出ると。だから広げて枚方も入ってもらった方がいいと私は思います。で、その中でそれぞれの条件で、審査を委員の皆様方にさせていただいて、より良いものを選ぶという。こういう意味では減少傾向にあるこの民営化の応募状況、あるいは、今回仮設園舎を整備するという意味での施設整備の関係、先ほど言いましたように市議会からの「なぜ前回は1園だけなのか。枠を広げる必要がある」というようなお話もあったようですので。これまでと同様に保育の質を確保するというので、10年以上の保育所の運営実績や社会福祉法人であること。さらに、事務局から説明がありましたように大阪府内の私立保育園で連携がとれることや、保育所法人本部と枚方市との距離が比較的近いこと、さらに、市がしっかりと先ほどお話しされましたように引き継いでもらうということで大阪府内に拡大することは私

としては現時点ではやむを得ないこととは思っていますけど皆さんいかがでしょうか。

**【委員】**

異議なし。そうしてもらわないと無理でしょう。

**【会長】**

その中で、条件としてよりいいものを選んでいただけたらいいと思いますので。よろしいでしょうか。

**【各委員】**

はい。

**【会長】**

では、大阪府内まで、そこまで広げるということでよろしく願いいたします。それとも一つ、補足として、社会福祉法人と留めていること。これ非常に重要です。しかし、これ留める根拠はありません。われわれはこれで留めてますけど、株式会社が入ってきたら法律上問題ありませんので。保育所は、NPOや株式会社で作っても良いことになってますから。なぜ社会福祉法人で留めてるのかと言われたらこの審査会で決まりましたと言うしかありません。この一文は、非常に重要になります。だからこういう仕事させてもらっていると言われてます。なぜ、株式会社を入れないんですかと。そういう考え方をお持ちの方はね。だけど、この枚方市においては、社会福祉法人で10年以上という枠をまず入れていますので、その中で大阪府内で募集するエリアをもってその中でより良いものを選択してもらおうということでご同意していただいたということでもよろしいでしょうか。

**【各委員】**

はい。

**【会長】**

ありがとうございます。それではこの大阪府内に募集範囲を拡大するということにしたいと思えます。それでは次に応募資格、それでは、応募資格及び条件の(2)以降の説明を事務局からお願いします。

**【事務局】**

続きまして4の(2)保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していることとします。

(3) 法令、通知などを遵守し、移管を受けた法人自らが運営することとします。

(4) 移管前の保育内容を保護者から求められています行事も含めて、引き継ぐこと。なお、保育制度の改正や社会状況等の変化により、枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集

要項に内容に変更が生じる時は、枚方市と法人で協議の上、変更するものとします。

(5) 枚方市の保育行政をよく理解し、積極的に協力を行うこととします。

(6) 理事長は社会福祉事業に熱意と識見を有することとします。

(7) 施設長は健全な心身を持ち、児童福祉事業に熱意のある者であり、児童福祉事業の理論と実践について知識と経験を有する者を配置することとします。

(8) の保育所運営については、①定員についての規定です。②開所時間は現行どおりとしますが、ニーズがあれば午後7時を超える延長保育の実施を検討することとします。③保育所休所日や④の保険についても現行どおりとします。⑤施設は、原則として保育所運営以外に使用しないこととします。⑥保育所運営については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び関係法令、通知等を遵守することとします。ただし、職員配置については、本要項の「4 (10) 職員について」によるものとします。⑦ 危機管理体制を構築するとともに、安全対策について必要な措置を講じることとします。

(9) 保育内容等についてでございますが、①保育内容については、保育所保育指針を基本とし、保育課程、指導計画を作成し、実施することとします。②障害児保育を実施することとします。③食物アレルギー児については、子どもの状況に応じて除去食、代替食などの対応を行うこととします。④健康診断については、内科健診、ぎょう虫検査及び尿検査を年2回、歯科健診を年1回実施することとします。⑤地域子育て支援事業を枚方市安心子育て応援事業交付要綱に基づき実施することとします。⑥については、民営化後、概ね1年以内に福祉サービス第三者評価を受けることとします。また、計画的な職員研修の実施等、積極的に保育の質の向上に努めることとします。これは、保護者会からの保育士の質が下がらないように研修等を定期的に行ってもらいたいという要望に基づいて盛り込んだ内容となっています。次に⑦その他でございますが、宮之阪保育所では行われていない法人独自の考え方を提案していただく項目です。例えば公立保育所では行っていない完全給食の実施、食育について、その他、園行事など法人の考えを示すこととしています。

次に、(10) の職員についてでございます。①保育士の配置については、国基準を遵守するほか、市の補助制度に基づき1歳児は児童5人に対し、保育士1人以上の配置基準とすることとします。②保育士の年齢構成及び保育経験年数に配慮した配置とすることとします。③看護師を配置すること。また、国の制度に沿った病児・病後児保育事業の体調不良児対応型の実施について検討することとします。④宮之阪保育所に勤務している枚方市の臨時職員等が移管後の保育所で就労を希望する場合は、その採用について検討することとします。⑤苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、第三者委員も配置し、苦情に対して適切に対応することとします。⑥大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱に基づき、「公正採用選考人権啓発推進員」の設置に努めることとします。

次に、(11) の引継ぎについてでございます。①枚方市と合同で保護者説明会を、法人決定後、速やかに開催するとともに必要に応じて随時行うこととします。②保護者代表、法人、枚方市の三者で構成する三者懇談会を移管前及び移管後の各1年間設置し、必要に応じて懇談を行うこととし、期間終了後も市の求めに応じて懇談を行う場合があるとしています。③移管1年前から、施設長予定者等は、随時、宮之阪保育所を訪問し、年中行事の当日参加や

企画段階からの参加を含め保育内容等の確認を行うとともに、宮之阪保育所の保育士と引き継ぎのための保育の実施計画作成の協議を行うこととします。④平成26年1月から3月の3か月間「共同保育」を実施し、法人は各クラスに保育士を配置することとします。また、「共同保育」に参加した保育士は移管後、各クラスに配置することとします。⑤看護師、調理員についても、「共同保育」期間中に随時派遣し引き継ぎを受けることとします。⑥共同保育期間中にクラス担任予定者等は、枚方市の保育士とともに保護者との個人懇談を行うこととします。⑦移管後、枚方市職員が保育内容等の確認のために訪問する時は、協力することとします。なお、「共同保育」に係る費用については枚方市が必要と認めた額の範囲内で負担するものとします。

次に、(12) のその他についてですが、保護者等からの意見を踏まえ、まず①保育所名については、「宮之阪」の名称を残すこと。また、クラス名についても現在、使用しているクラス名を残すこととします。②卒園製作で保育所内に設置されている記念物を撤去する場合は、事前に保護者の意見を聞くこととします。③園の運営に当たっては、保護者に対して誠意を持って対応することとします。④既に入所している児童の保護者の負担が増えないようにすることとします。ただし、新たなサービス実施の対価として負担を求める場合は、事前に保護者に説明し、理解を得た上で実施することとします。⑤宮之阪保育所の保護者が、移管が決定した法人が運営している保育所の見学を要望した場合、可能な限り協力することとします。⑥保育所設置申請手続きについては法人が行い、費用は法人の負担とすることとします。⑦自動車での送迎に対する安全対策として、朝・夕の送迎時に警備員等を配置することとします。⑧家庭及び地域と連携して宮之阪保育所の保育が展開されるようにということで規定しています。以上です。

#### 【会長】

はい。ありがとうございます。今、事務局から資料に基づいて応募資格条件についての(2)から説明をいただいたのですが、ご質問及びご意見等ございませんでしょうか。

#### 【委員】

一つだけ、「その他」のところと言ってます⑦で。自動車での送迎に対する安全対策として、朝夕の送迎時に警備員などを配置するというのは現在やってないんですが、これは今後、そういう形でお願いできるんですか。要望としてね。

#### 【事務局】

このことを条件に募集をさせていただきたいと思っております。今はできていないのですが、駐車場を確保していただくことと、あわせて場所の方が先ほどからご指摘いただいておりますように、かなり厳しい状況に今もありますので、そういったことについて回避できるように保護者からも要望をいただいておりますので、警備員については配置することを条件に公募していきたいと思っております。

**【委員】**

ここ、かなり車の量が多いんでね。カーブがちょうどある狭い所に車停めています。3台、4台停めるともう反対に車通れない状況になりますので、警備員置いてくれると大変スムーズに行くと思います。今後とも期待したいと思います。

**【会長】**

これについては京都府内でも大きな事故が起きましたので。

**【委員】**

そうですね・・・。

**【会長】**

事故起こってからでは遅いんで。やっぱり、今までやっておられなかったのなら、それでいいという意味ではなくて。まず、事故は、変な言い方ですけども、起こる可能性があるというところで見えていかないと。

**【委員】**

必ず起こる場所ということで。ただ枚方市がもうちょっと駐車場の用地を10台でも5台でもスペースとして、臨時で停めるような方法を考えてもらえれば大変助かりますけれど。是非前向きに考えてほしいと思います。

**【会長】**

今お話にありましたように、宮之阪の保育を落とさないようにしてくださいというのはよく言うけれども、こういうふうに上げてくださってというのはあまりないですね。例えば今おっしゃった話で今までそれがなかった。やっぱりやるべきことは次の事業者にもこういうことやってくださいということをお願いもしていく部分は大切だと思います。

**【委員】**

保護者からの要望としましてそれは上がっています。やっぱりより良いものを、保育もね、本当に積極的に取り入れてほしいというのはこちらも思っているところ。保護者会側の要望でもあります。

**【会長】**

うん、先ほど見せてもらったものですね。

**【委員】**

こちらで要望出しています。

**【会長】**

他にございませんでしょうか。

**【委員】**

結構だと思いますね。

**【会長】**

いろんな条件がありますので、これをクリアする事業者の方がエントリーして来られるということで期待したいと思います。それでは4番のここはこれで終わらせていただきまして。5ページの5のところです。ここから、10の選考に係る決定について事務局から説明をしていただきたいと思います。

**【事務局】**

次に、5の保育所運営申込書等の配付につきましては、募集要項決定後に速やかに手続きを行い、配布日を決定します。本日の資料では、具体的日を全て@としています。スケジュールを確認した後に日付を入れてご確認いただきます。次に、6の申込受付及び場所につきましても、現時点では申込書類の配布から受付終了まで、約1ヶ月強とし、受付期間は、1週間と考えています。また、受付場所につきましては子育て支援室で行います。次に、7の提出書類ですが、別紙資料8の「枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて(案)」に定める各種書類としています。別添で、用意しておりますので後ほど、ご説明させていただきます。次に、法人募集に当たり、8説明会及び保育所整備場所の見学につきましては、これまでと同様に説明会の開催を予定しております。なお、見学会は保育に影響が出ないよう募集開始直後の日曜日を予定しております。9は、募集した条件等について法人から質問とその対応をまとめています。次に、10. の選考及び決定等ですが、これは直接選考に関わってくる話でございますが、(1) 本選定審査会において審査、選考していただき、その結果を踏まえ枚方市が決定します。(2) 選考は、提出された書類の審査及び理事長等によるプレゼンテーションの実施により、別に定める選考基準に基づき採点を行い、最高点となった法人を選考していただきます。(4) 応募法人が1法人の場合、選定審査会において採点を行い、別に定める基準点を満たしていることを条件に選定します。(5) 選考結果については書面で通知することとします。また、法人決定後、市のホームページで公表します。(6) 応募メ切後、応募された法人名を市のホームページで公表します。(7) 本件に係る法人からの提出書類について情報公開請求があった場合は、枚方市情報公開条例に基づき公開するものとします。(8) 法人選考後、選考された法人の様式9〔提案内容概要書〕につきましては、保護者等への説明資料として活用します。様式は後ほど説明させていただきます。以上です。

**【会長】**

はい。どうもありがとうございました。今、残りの5を説明していただきましたけれども、

何かご意見ございませんでしょうか。よろしいですか。まあどっちかというと事務手続きの内容になります。

**【委員】**

1週間だとちょっと短いでしょうけどね。

**【事務局】**

募集期間は前回より長くしております。また、提出期間はこれまでと同様の1週間としています。

**【会長】**

それでは資料7につきましては審議を終了したということにさせていただきたいと思いません。それでは、続きの説明をお願いしたいと思います。資料8ですかね。

**【事務局】**

それでは、本要項に基づく提出書類のご説明を行います。資料8になりますので、よろしくお願ひします。応募法人から提出を求める書類といたしましては1から18までということで、1つ目の保育所運営申込書につきましては、様式1としています。

2つ目の応募にいたる動機・目的については、様式2としています。

3つ目の運営法人の経営方針や保育所運営方針については様式3としています。

4つ目といたしまして、様式4の保育所事業計画に、保育所事業の色々な項目について記載をしていただくこととしています。様式4をご覧ください。この中身につきましては、様式4の方をお願いいたします。大項目の1の保育所運営では、保育理念や定員、開所時間など6項目とし、2ページ大項目2の保育内容等では、保育内容、障害児保育、食物アレルギーなど8項目に、4ページの大項目3の職員では、保育士配置や採用及び構成など5項目。5ページ大項目4の引き継ぎでは、保護者説明会や三者懇談会など5項目。6ページその他5として、保育所名や保護者への対応など6項目になります。

次に5つ目の保育所整備計画書ですけれども、こちらは様式5になります。新たな保育所と仮設保育所に関する基本的な整備計画・整備内容等についての考えを記入していただきます。

6つ目の資金計画書ですが、こちらは様式6になります。今回、新たな保育所と仮設保育所の整備ということがあり、整備に係る資金の負担がありますので、資金の調達方法などについて、記載していただくこととしています。

7つ目の法人理事長及び施設長予定者の履歴書ですが、こちらは様式7になります。これは法人理事長と施設長予定者の履歴書をそれぞれの様式で提出をしていただきます。

8つ目の財産目録ですが、こちらは様式8になります。これは法人の財産目録を提出していただきます。

9つ目に、これらの提案内容の概要としてまとめられたものとして、様式9としています。

項目としましては、要項の内容、次に確認事項としまして、審査基準にあたる部分になります。その中で、網かけのある事項につきましては、要項の中で園から企画の提案を求めるものを表しています。網かけ以外は、全て確認事項になります。

以上が様式として定めているものでございますが、それ以外の提出書類といたしまして10の一覧表の方をご覧いただきましたら、資料8の最初の方にありますけれども、その中に、10番としてあるところに、貸借対照表と書いています。11の決算書一式、12の予算書一式、13の法人調書。これは大阪府に提出されたものです。14の保育所調書、15の直近の大阪府法人指導監査の結果と回答文書の写し、16が法人定款、17として応募法人が現在、運営している保育目標・保育内容がわかるもの。パンフレット等でも差し支えないとしております。18としまして応募法人が現在、園で整備している危機管理体制及び安全対策に関するマニュアルの以上の書類を提出していただくこととしております。募集要項についての説明は以上です。

**【会長】**

プレゼンテーションの説明をお願いします。

**【事務局】**

2番のそのプレゼンテーションにつきましては、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会の開催にあたって、プレゼンテーションの出席者は3名以内としまして、また施設長予定者は必ず出席していただきます。プレゼンテーション用資料は3日前までに12部提出していただきます。またパワーポイントを使用する場合は、事前に子育て支援室までご連絡をいただきます。その法人に対するプレゼンテーションの日時については、後日連絡をさせていただきます。選考基準につきましては、後日市のホームページに掲載します。提出期間及び、提出場所につきましてはまだ、@とかを入れておりますけれども、これも決定次第、記入させていただきます。提出場所につきましては子ども青少年部子育て支援室になります。先ほどもあがりましたように、提出部数は12部ということになります。以上でございます。

**【会長】**

ありがとうございます。資料8について、説明をしていただきました。何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。プレゼンテーションの3名というのは、1人は、施設長予定者、あと2人はどなたでもいいんですね。ということは我々が出す質問にきちっと答えていただける方ということですね。

**【事務局】**

通常であれば、施設長予定者は次の園長になられる方でございます。それとその法人の理事長が通常であれば来られます。もうひとつは実際の保育を中心にされている主任保育士さんが来られているケースが一番多いのかなと思っています。また、プレゼンテーションの時

に、直接園さんが来られますので、書面で書かれた内容やその他について、当日プレゼンテーションで説明された内容も含めて、疑問とか、質問とかしていただいて、納得していただいた上で、審査をしていただけたらと思っております。

**【会長】**

何か質問ございませんか。

**【各委員】**

ありません。

**【会長】**

それでは資料8についての審議を終わらせていただきたいと思います。募集要項についてはこれでよろしいでしょうか。

**【事務局】**

今回、いただきましたご意見につきましては、大幅な修正はなかったと思いますので、皆様からいただきましたご意見を踏まえまして、次回の会議でご確認いただきたいと思っております。その後、宮之阪保育所民営化に係る法人募集要項として決定させていただきたいと考えております。

**【会長】**

それでは今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いしたいと思います。

**【事務局】**

本日いただきましたご意見を踏まえて、先ほど説明させていただきましたけれども、資料7募集要項案の4の(1)について、次回明文化したものをご報告させていただいて、確認していただいた後に、決定という形で進めていきたいと思っております。また次回は、10月5日ということで、事前に皆様の日程をお聞きしております。この後、お時間を確認させていただいて、正式な決定をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。次回ですけれども、今日の募集要項・様式の確認と、実際の選考基準の考え方。そういったところをお願いしたいと思います。なお、その後の予定でございますけれども、選考基準と募集要項をご確認していただきましたら、事務局の方から公募の手続きをさせていただいて、概ね10月の中旬には開始したいと思っております。前回でしたら約1か月ほどの公募期間でしたが、今回はもう少し長い間公募の期間として、約40日ぐらい公募の期間で実施する予定です。その後、11月の下旬から12月の下旬に、書類審査を皆様にご協力いただきまして、応募のあった法人からの審査を行っていただきます。書類審査の次に、また別の日にプレゼンテーションを実施していただいて、プレゼンテーションと選考を同日で行っていただきたいと思っております。その後、会長から市長に答申を予定しております。市で内部手続きをし

まして、1月には法人を正式に決定していきたいと思っております。なお今後の会議の案件につきましては、法人選考に大きく影響を及ぼす内容になってまいりますので、冒頭に説明させていただきましたように、意思形成過程にあたることから、会議の公開・非公開に際しましては、以後の会議につきましては、非公開でお願いしたいと考えております。また、本会議終了後、会議の日程調整をさせていただきたいと思っておりますので、もう少しお付き合いのほど、よろしく願いいたします。また、答申をいただいた後に会議録や資料の公開を行っていききたいと思っております。その際、それまでの間、若干時間がありますので、委員名簿や各会議終了後に、こういった審査内容をしたのかという概要をホームページを通じて公開させていただいてはどうかと思っております。そういったところについてもよろしく願いいたします。

**【会長】**

ただいま、事務局から次回以降の会議について、非公開と資料の取扱いについて説明がりましたが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

**【各委員】**

はい。

**【会長】**

それでは事務局案どおり、進めていただいたら結構です。事務局からその他、何かございますでしょうか。

**【事務局】**

今回の会議は、10月5日（金）を予定しております。場所は本日はこちらの別館4階の会議室を使わせていただいておりますけれども、5日はこちらの建物を使うことができませんので、隣に市民会館という建物がございます。今、暗くてわかりにくいんですけども、市民会館の1階に第4集会室がございます。また来週皆様に書面でお送りさせていただきますけれども、一階入ってすぐの左手の部屋が、第4集会室ですので、そちらにお越しいただきますよう、よろしく願いいたします。なお審議内容につきましては、募集要項の決定及び審査基準の検討について、ご審議をお願いしたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

**【会長】**

はい、ありがとうございます。以上を持ちまして、この会議を閉会させていただきますが、先ほど議論が出ましたように、募集して、たくさん来られて、資料を読むのに四苦八苦するぐらいになったらいいなあと。プレゼンテーションも2、3日かかるぐらいに、たくさんやって来られたらいいなあとと思っておりますので、そういう中でよりいい業者を選んで行ければなというふうにも思っております。そういうことで今日はいろいろ議論をしていただきました

けれども、次回、10月5日は選考基準等々についても、より詰めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。